

令和 8 年度 関西医科大学オール女性医師キャリアセンター
託児等費用補助事業 実施要領

1. 目的

本学に勤務する医師が、仕事と育児の両立のために、3. に定める理由により利用した託児等に係る費用を一部補助することで、本学の医療サービスの質向上、教育及び研究活動の活性化に資することを目的とする。

2. 対象者

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師（短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む）で、0歳児から小学校6年生の子をもつ者。

※ 申請時に学外出向中や休職中の者は除く。

※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く。

3. 補助対象となる理由の範囲

(1) 本学就業規則に定める休日に携わる業務（入学試験、学会・セミナー及び研修会等への参加、日直や呼び出し）

(2) 保育園や小学校の臨時の休園・休校等

4. 内容

対象者が保育事業者へ託児等を依頼し、保育料金を対象者もしくはその配偶者が負担した場合に、予算の範囲内で、支払った保育料金のうち、対象となる子1人につき1日あたり1万円、年度内5万円を上限として補助する。ただし、本事業以外の別補助制度を利用した場合には、保育事業者に支払った保育料金から、当該別補助制度を利用して得ることのできる金額を控除した額に対して補助する。

5. 期間

実施期間：令和8年6月29日～令和9年2月20日

申請期限：令和9年2月26日【厳守】

※ 予算額に達した時点で終了することとする。

6. 申請方法

託児等の利用後、利用料金の全額を支払った上で、速やかに下記の書類をオール女性医師キャリアセンターセンター長に提出するものとする。

(1) 託児等費用補助事業利用申請書（別紙様式）

(2) 対象となる子の年齢が証明できる書類の写し【初回利用時のみ】

- (3) 保育事業者を支払った保育料金の領収書（原本）
- (4) 当該補助以外の補助を利用した場合は、前述の補助金額を証する書類（交付決定通知等）の写し

7. 留意事項

支援の対象は保育料金のみであり、登録料、食事代等は含まない。

ベビーシッター派遣事業割引券（内閣府補助事業）を利用した場合は、同割引分を差し引いた料金に対し補助する。

（例）保育料金 10,000 円-4,400 円（割引券 2 枚使用）＝補助額 5,600 円

8. その他

当補助事業の利用者は、センターが実施するアンケートやセンターが求める活動に協力しなければならない。

9. 申請書などの提出先及び問合せ先

オール女性医師キャリアセンター E-mail : ajcareer@kmu.ac.jp

内 線 : (80) 3855